

平成26年5月



第6回議会報告会



第5回議会報告会の様子
(平成25年11月)

《次第》

- 1 開会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項：委員会の活動報告
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
- 7 閉会

【大分県佐伯市議会】

第6回 議会報告会 日程表

日 時		会 場	中学校区	担当委員会
5/7(水)	19:00-20:30	本匠西地区公民館	本 匠	経済産業
5/8(木)	19:30-21:00	直川地区公民館	直 川	教育民生
5/9(金)	19:00-20:30	米水津地区公民館	米水津	経済産業
5/10(土)	19:00-20:30	三余館	佐伯城南	経済産業
5/11(日)	13:00-14:30	鶴見地区公民館	鶴 見	教育民生
5/11(日)	19:00-20:30	大入島地区公民館	大入島	教育民生
5/13(火)	19:00-21:00	弥生文化会館	昭 和	建 設
5/14(水)	19:00-21:00	和楽 第1会議室	鶴 谷	建 設
5/15(木)	19:00-21:00	上浦地区公民館	東 雲	建 設
5/18(日)	13:00-14:30	下堅田地区公民館	佐伯南	教育民生
5/19(月)	19:00-21:00	八幡地区公民館	彦 陽	総 務
5/20(火)	19:00-21:00	蒲江地区公民館	蒲江翔南	総 務
5/21(水)	19:00-21:00	宇目地区公民館	宇目緑豊	総 務

【開催の概要】

- ・今回から常任委員会単位で報告会を開催します。
- ・開催地域は、各常任委員会の協議により決定しています。
- ・議長（宮脇保芳）は、特定の常任委員会に所属しておらず、いずれか複数の会場に参加します。

【委員会の構成】

委員会	委員長	副委員長	委 員	
総務常任委員会	御手洗秀光	江 藤 茂	桑原宏史	井野上 準
			上 田 徹	吉良栄三
建設常任委員会	清田哲也	寺本高明	後藤勇人	佐藤元
			清家儀太郎	三浦 涉
教育民生常任委員会	芦刈紀生	高司政文	浅利美知子	濱野芳弘
			塩月健治	清家好文
			井上清三	
経済産業常任委員会	矢野精幸	兒玉輝彦	河野豊	矢野幸正
			後藤幸吉	富松万平

―― 目 次 ――

◆議会活動実績表（平成25年11月～26年4月）・・・3ページ

◆市議会の構成・・・4ページ

◆報告事項：委員会の活動報告

番号	委員会名	ページ
1	総務常任委員会	5
2	建設常任委員会	7
3	教育民生常任委員会	9
4	経済産業常任委員会	11

◆意見交換会・・・13ページ

◆参考資料・・・14ページ～

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等名簿）

議会活動実績表(平成25年11月~26年4月)

日	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
1							
2							
3					経産委、教民委、建設委、総務委	広報委	
4							
5		議運、一般質問 教民委、建設委		正副委員長会議 政策研究会			
6		一般質問	山口県美祢市議会 広島県大竹市議会 視察受入れ				
7					議運、代表質問 建設委	政策研究会(現地)	
8							
9		一般質問					
10		議運、一般質問 広報委	広報委		議運、一般質問 経産委		
11	教民委 議会報告会	教民委(現地)			一般質問 広報委	広報委 経産協議会	
12	議会報告会	経産委、教民委		議運、全員協議会 建設協議会	議運、一般質問		
13	議会報告会	建設委、総務委		議員研修会	建設委県事業意見 交換会		
14			総務委、経産委	総務委	経産委、教民委	総務協議会	
15			議運、建設委	豊後大野市・津久見 市議会視察受入れ			
16		政策研究会	広報委				
17		議運、閉会、			建設委、総務委 議運		
18		全協、広報委、				経産委	
19		総務協議会			予算特別委		
20	議運、全議員勉強会 政策研究会		広報委		議運 予算特別委		
21	経産委			議運、勉強会、午 二夕一意見交換 会、総務委		教民委	
22	豊後高田市議会視 察受入れ		教民委			議運	
23							
24		教民協議会	総務協議会		予算特別委		
25						経産委 建設協議会	
26	議運、開会、全協 各派代表者会議、 各委員会協議会、 教民委	広報委		政策研究会			
27				正副委員長会議	議運、閉会 広報委		
28							
29			議運、建設委		議運、開会、全協、各派 代表者会議、予算委、 各委員会協議会		
30			経産委	愛知県稲沢市議 会視察受入れ			
31			徳島県鳴門市議会 視察受入れ				

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことを言います。
また、本会議では、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 7 人】

総務部、財務部、企画商工観光部企画課、消防本部などの所管

・建設常任委員会 【定数 6 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 7 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 6 人】

企画商工観光部まちづくり推進課、商工振興課及び観光課、農林水産部並びに農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

※当初予算は予算特別委員会、決算認定は決算特別委員会を設置し、それぞれ審査しています。

協議又は調整を行うための場

・政策研究会【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

・広報委員会【定数 6 人以上】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること。

・全員協議会

特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

報告事項:委員会の活動報告

1 総務常任委員会

【12月定例会について】

12月定例会では、予算議案2件、予算外議案9件が本委員会に付託され、12月13日に審査しました。本委員会では全て原案のとおり可決すべきものとされました。また、本会議においても全て原案のとおり可決されました。

予算議案の主なもの

議案第95号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)(総務常任 所管部分)

○債務負担行為補正の活性化チャレンジ事業補助金2,000万円について、4月、5月に事業を実施したいとの意見が数件寄せられており、25年度中に募集を行い、地域審議会で3月末までに事業採択できるよう、債務負担行為補正を行うものです。

予算外議案の主なもの

議案第109号 佐伯市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

○国から交付された地域元気交付金の第二配分が10月にあつたため、年度内の執行が困難となることから基金を設置し、26年度行う事業の財源として活用しようとするものです。

議案第112号 佐伯市中心市街地循環バス運行条例の制定について

○中心市街地の回遊性を向上させ、活性化を図るため、平成26年度に社会実験として循環バスを運行するにあたり、運行区間や運賃等必要な事項を定めるものです。
〔路線〕 幹線道路を中心に、池船・城南・中の島・来島・女島・女島団地・新女島・中江町・野岡町等を循環する合計5路線で構成。
〔便数〕 6～8便(1日当たり)、運賃は200円、バス停は合計35か所。

議案第115号 工事請負契約の締結について(佐伯市消防救急デジタル無線整備工事)

○この工事は、電波法及び消防救急無線の周波数割当計画の一部変更に伴う現行のアナログ方式からデジタル方式への変更工事をしようとするものです。

〔契約の方法〕 一般競争入札
〔契約金額〕 8億6,477万7,600円
〔契約の相手方〕 西日本電信電話株式会社 大分支店

【所管事務調査】 平成 26 年 1 月 14 日実施

- ① 「**振興局の今後について**」 問題点・改善点等があれば議論し、合併後 10 年経過する平成 27 年度以降の振興局職員体制に向け提言していきます。
- ② 「**防災対策について**」 避難地・避難路の整備は、平成 23 年度以降、市の重点施策として取り組んでおります。しかし、避難訓練等行う中で、改良すべき箇所等もあり、今後とも市の対応が望まれます。防災・減災対策には終わりがなく、委員会として継続して調査していきます。
- ③ 「**公共施設の再配置について**」 1,100 件以上の公共施設等を有している本市の大きな課題のひとつです。公共施設マネジメントにつなげるため、庁内協議を十分に行うなど、作業工程の折々、進捗状況等の報告を求めるなど、委員会としても公共施設の再配置に積極的に取り組みたいと考えています。
- ④ 「**地域緊急対策事業について**」 少子高齢化が急速に進む振興局管内においては、集落を維持していくために実施されている事業です。各振興局との意見交換を行った中で、この事業の有益性は十分認識しています。今後とも継続すべきことはもとより、予算の拡充を求めています。
- ⑤ 「**活性化チャレンジ事業について**」 3 年後に独立し事業を継続していくことがこの事業の 1 つの目標でもあり、収支を踏まえた、事業継続性に係る事業構築ができないかなど注視していきます。
- ⑥ 「**コミュニティ事業について**」 地域の声を把握し、既設路線を維持しつつ、便数・時刻・路線について見直しを行っていますが、引き続き、平成 26 年度に社会実験として行われている、中心市街地循環バスも含め、経過を観察していきます。

【3 月定例会について】

3 月定例会では、予算議案 2 件、予算外議案 5 件が本委員会に付託され、それぞれ審査しました。本委員会では、全て原案のとおり可決すべきものとされました。また、本会議においても全て原案のとおり可決されました。

予算外議案の主なもの

議案第 35 号 新市建設計画の変更について

○変更点としては、新市建設計画の計画期間を 5 年間延長し、平成 17 年度から平成 31 年度までとするもので、防災・災害分野の主要事業の概要に避難施設、避難経路の整備や災害予防関連施設整備等を新たに盛り込み、あわせて年次の延長に伴い、字句及び数値の改訂を行うものです。これに対し、一委員から、合併特例債適用期間を延長するため新市建設計画を変更することは理解できるが、市の最上位の計画であり、財政計画の数値を変更する以上検証をきちんと行うべきだが、なされていない。また、市の防災指針を示すいい機会なのにソフト事業の記述が無いとの反対意見が出されました。委員会では賛成多数により可決すべきものとされました。

2 建設常任委員会

【12月定例会について】

12月定例会では、予算議案9件及び予算外議案6件が本委員会に付託され、12月13日に審査しました。本会議では全て原案どおり可決されました。また、本委員会から、「防災・減災のための公共事業に対する財政支援の拡充を求める意見書」を提案し、本会議において賛成多数で可決されました。

防災・減災のための公共事業に対する財政支援の拡充を求める意見書

地方自治体が所有、管理する道路、トンネル、橋梁、上下水道施設等の社会資本整備は高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代から加速した背景があり、現在、これらの多くの施設が改築期を迎えている。

社会資本は、国民の生活基盤であるだけでなく災害時には国民の生命及び財産を守り、速やかに復興し、元の生活を取り戻すための防災・減災の役割も担っている。

しかしながら、近年の経済情勢による税収の減少や社会保障関係費の増加による自治体財政の悪化により、防災・減災機能の強化はおろか計画的維持・修繕すら進まない状況にある。

いわゆる南海トラフ巨大地震が高い確率で発生すると予測されている状況下において、いち早く脆弱性の評価を行い、大規模災害から国民の生命及び財産を守り、被災後、迅速な復興を果たすための社会資本の整備が急務である。

よって、国におかれては、老朽化した社会資本の補強及び更新、被災時の緊急搬送、輸送路確保の観点からの道路新設事業、防波堤、防潮堤及び河川堤防の新設、かさ上げ及び補強事業など地方の防災・減災機能を高めるための公共事業に対し、採択基準の緩和や国庫補助制度の拡充、交付金の対象事業範囲の拡大を行うなどの地方負担額の軽減措置を行い、財政健全化論に偏るがあまりに国民の生命及び財産を危険にさらすことがないように、地方自治体が行う防災・減災のための公共事業に対する潤沢な財源の確保を、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」にのっとり、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・

財務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・

経済産業大臣・国土交通大臣 殿

大分県佐伯市議会

【3月定例会について】

3月定例会では、先議案件として本委員会に付託された予算議案8件を3月3日に、予算外議案3件を3月17日にそれぞれ審査しました。本会議では全て原案どおり可決されました。

【大分県佐伯土木事務所との意見交換会について】

3月13日に大分県佐伯土木事務所と意見交換を行いました。

[意見交換会テーマ]

- 1 番匠川河口橋の経緯と今後について
- 2 その他要望事項に関する現状と今後について
- 3 南海トラフ巨大地震に備えた佐伯市の社会資本整備の方向性について

上記の3点について、本市の要望手法や南海トラフ巨大地震への備えについて、県の考え方を聞いた上で、各要望事項の促進、実現に向けての効率的な取組を委員会で検討することを目的に実施しました。

意見交換の中で、番匠川河口橋については、60億円を越す総事業費の財源確保が困難であること、費用対効果が低いことが事業着手に至らない大きな要因であるとの説明がありました。しかしながら、本事業は、合併支援の主要事業であることから、本委員会としては、実現に向けての取組をどうすべきか検討していく必要があります。

また、かねてからの要望事項とは別に、南海トラフ巨大地震への備えを考える上で、被災時の緊急搬送、輸送路の確保や海岸施設の強化など従来とは異なった観点からの社会資本整備を求める必要があると考え、各委員と大分県佐伯土木事務所の職員で、防災・減災対策について、活発な意見を交わしました。



H260313 県土木事務所との意見交換会の様子

3 教育民生常任委員会

【12月定例会について】

12月定例会では、予算議案5件、予算外議案11件、請願2件、専決処分の報告1件、計19件が教育民生常任委員会に付託され、12月12日に委員会を開催し、審査いたしました。本会議では全て原案どおり可決・採択されました。

予算議案

- 1 一般会計補正予算（第3号）（教育民生 所管部分）
 - ◇民生費 認可保育所（ふれあい保育園）の新設で571万2,000円の増、梶寄地区公民館の解体撤去費用で400万円の増、職員給与費の組替え等で1,105万3,000円の減などの結果1億4,696万9,000円の増額補正
 - ◇衛生費 施設業務委託料等の確定などにより計2,275万1,000円の減額補正
 - ◇その他 教育費1,790万4,000円の減額補正など
- 2 特別会計補正予算 国民健康保険特別会計ほか3件

予算外議案

- 1 佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正、佐伯市公民館条例の一部改正など7条例の改正
- 2 指定管理者の指定 5施設
 - ①めだか児童クラブ 「めだか児童クラブ運営委員会」を指定
 - ②なおかわ児童クラブ 「なおかわ児童クラブ運営委員会」を指定
 - ③佐伯市デイサービスセンター「楽々園」 社会福祉法人「双樹会」を指定
 - ④佐伯市デイサービスセンター「海悠園」 社会福祉法人「長陽会」を指定
 - ⑤佐伯市国民健康保険鶴見診療所 社会福祉法人「小寺会」を指定

請 願

- 1 佐伯市内の全小中学校の普通教室へのエアコン設置についての請願
請願者：佐伯市PTA連合会 会長 疋田啓二
審査結果：全会一致で採択
※請願者の疋田会長に参考人として出席いただき、趣旨説明を受けました。
- 2 渡町台小学校のグラウンド整備を求める請願
請願者：渡町台地区自治委員会 会長 八坂浩二
審査結果：全会一致で採択
※請願者の八坂会長に参考人として出席いただき、趣旨説明を受けました。

【3月定例会について】

3月定例会では、予算議案4件、予算外議案3件、計7件が教育民生常任委員会に付託され、3月3日及び14日に委員会を開催し、審査いたしました。本会議では全て原案どおり可決・採択されました。

予算議案

1 一般会計補正予算（第4号）（教育民生 所管部分）

◇民生費 介護保険特別会計繰出金 6,442万8,000円の減、私立保育所運営事業 1,032万1,000円の増などで 3,905万6,000円の減額補正

◇衛生費 さいきっ子医療費助成事業の減など 1,828万6,000円の減額補正

◇教育費 学校施設整備事業費の工事費の減など 1億874万7,000円の減額補正

予算外議案

1 佐伯市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について

主な内容：介護保険法の一部改正に伴い、同センターの職員の基準、員数を制定

2 佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

主な内容：第3次一括法に基づき、市が新たに条例を制定。基準は厚生労働省令を基に決定

3 城下町佐伯国木田独歩館条例の一部改正について

主な内容：独歩館の入館料の徴収や館内案内等の一部について、佐伯市観光協会への委託から市の直接管理へ変更

※本委員会において、管理・運営については、早急に指定管理者制度の導入に向け検討するよう求めるとの意見が出されました。

【所管事務調査】

平成25年10月16日、木立地区からペット火葬場に係る調査を実施してほしいとの要望書が提出され、本委員会において調査を実施。

調査経過：ペット火葬場については、建設場所や事業内容など法律や条例等の規制対象には該当していませんでした。しかし、施設の性質上、建設にあたっては一般論として「地元との協議」など事前に行う必要があったとの見解に至りました。

なお、市では現在、同様施設の設置及び管理に関する条例の制定を目指し検討中とのことです。

4 経済産業常任委員会

【12月定例会での主な議案】

請願第4号 TPP（環太平洋パートナーシップ）決議の実現を求める請願

この請願は、我が国のTPP交渉への参加に当たって、衆議院及び参議院の農林水産委員会が決議した「農林水産分野の重要5品目の関税撤廃除外」や「交渉内容の開示」などの実現を求めるもので、本会議では賛成多数で採択され、本市議会から関係省庁への意見書提出についても賛成多数で可決されました。

議案第95号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）（経済産業 所管部分）

◎ 有害鳥獣被害対策事業—有害鳥獣捕獲事業費

この事業は、県が国からの基金を受けて県協議会を創設し、有害鳥獣の緊急捕獲等対策を実施する市町村に対し県協議会が補助するものです。本市では緊急捕獲等対策として、生息頭数が依然多く、被害もいまだ収まらないシカに焦点を絞り報償金額の上乗せを行い、猟期内外を問わず通年1万円とし捕獲強化を行うものです。

◎ 蒲江インターパーク整備事業（債務負担行為）

この事業は、平成27年に高速道路が開通するに当たり、観光客、地区住民の憩いの場の創出と観光客の利便性を図り、また、佐伯観光の南の玄関口として市内観光への誘導を促進することを目的に、蒲江森崎グラウンドの跡地1万1,900平方メートルにインターパークを整備するものです。インフォメーションセンター、トイレ、緑地広場、駐車場などの公共部分は市が整備し、収益部分である物販施設は民設民営で整備する方針です。

【3月定例会での主な議案】

議案第18号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）（経済産業 所管部分）

◎ 雇用対策事業—緊急雇用創出事業

この補正で、事業費全体の調整を行っています。

大手前に開店した「さいき本舗城下堂」は、緊急雇用創出事業の中の企業支援型事業を活用し、株式会社まちづくり佐伯が運営しています。

議案第42号 財産の無償貸付けについて（旧小野市中学校校舎）

情報化産業の集積、地域企業の技術の高度化、地域居住人口の拡大等を通じて地域経済の活性化を図ることを目的に、旧小野市中学校校舎を引き続き株式会社イベントホライズンに無償で貸付けし、あわせて、校舎の一部を株式会社九州テクノソリューションズほか2社に転貸するものです。

以上4社の従業員数は、社長を含め22人で、そのうち市内在住の方は12人です。

議案第51号 平成25年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）

この補正は、2月の大雪により発生した農業用ハウス倒壊等、農林業施設の被害の緊急対策として、被災農林業者に対する支援及び市が所有するしいたけ生産施設の復旧を行うために追加上程され、本委員会に付託されました。

被災農林業者に対する支援については、多大な被害を受けた農林業者が今後も意欲を持って農林業を継続していけるよう対策を講じるもので、倒壊等の被害を受けたホオズキ、ぶどう、しいたけ等の生産施設の撤去、再建等に対し助成を、また、市が所有するしいたけ生産施設の復旧については、甚大な被害を受けた本匠因尾人工ほだ場の全面復旧を行うものです。

【所管事務調査】

次の3点について、調査を行いました。

1 大手前開発計画策定事業の現状について（11月21日）

住民目線の事業の推進に重点を置き、大手前開発基本計画協議会、同市民会議及び同高校生部会を発足し、「市民の想いを形に」を重要なキーワードとして取り組んでいます。平成27年3月までに基本計画は完成するとのことです。

2 城下町観光交流館整備事業の現状について（11月21日、1月30日）

旧つたや旅館の建物の保存と交流機能の創出という視点に立ち、建物の耐震診断・補強計画を行い、残せる部分は残していく整備方針とのことです。

この事業については、平成25年11月に開催した第5回議会報告会において意見等いただいておりますので、その回答については、別冊の「市政に関する意見と回答」をご覧ください。

3 西上浦・古江区の水産加工場に係る件（11月21日、1月14日、3月14日）

この件については、第5回議会報告会の本委員会の報告事項にも記載していました。

水産加工場の建設を巡っては、地元地区において反対運動が起きているため、平成25年9月議会で、市に対し、事態の早期解決に努めること、及び企業と地区との協定書締結の必要性を十分考慮することを附帯決議しましたが、現在のところ実現には至っていない状況です。

なお、水産加工場の本格操業を前に、市と企業は、水産加工場の建設に当たって、企業が地区に説明してきた環境対策の履行等に関し協定書を締結しています。

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。

これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

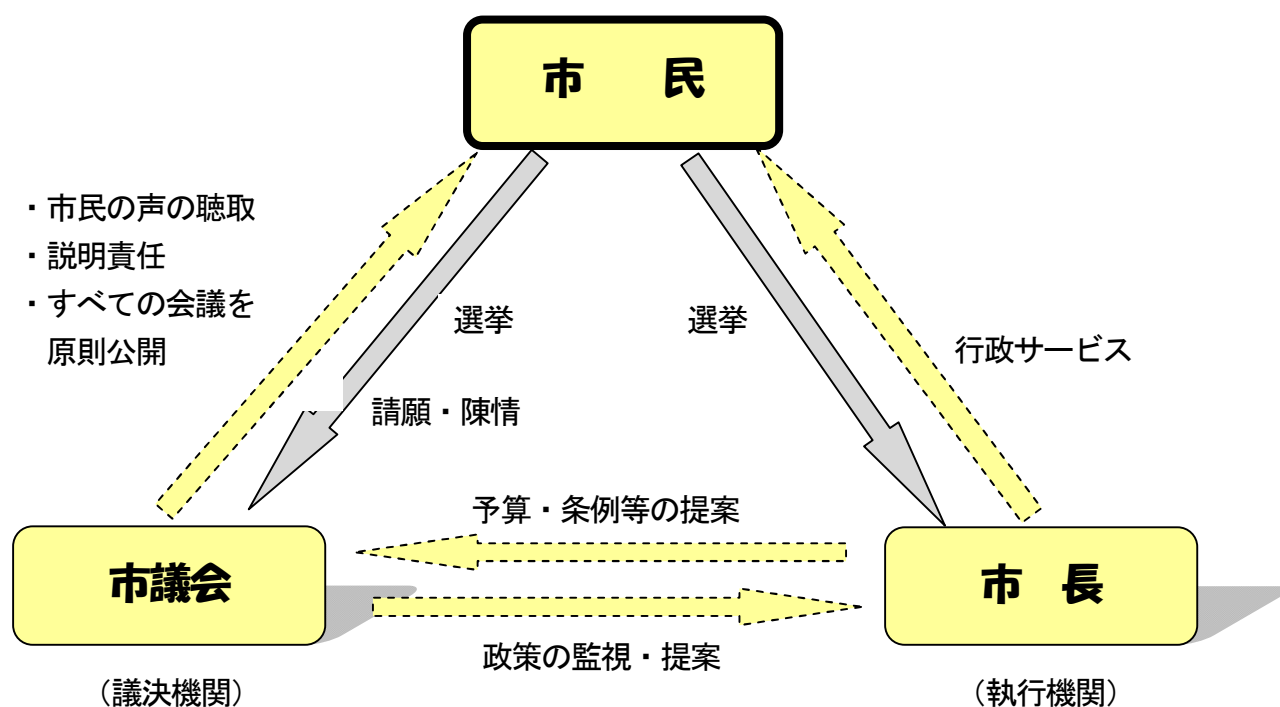
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

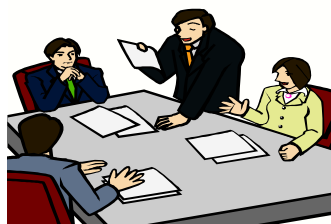
◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合っていて決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として政策研究会を設置し、議論しています。



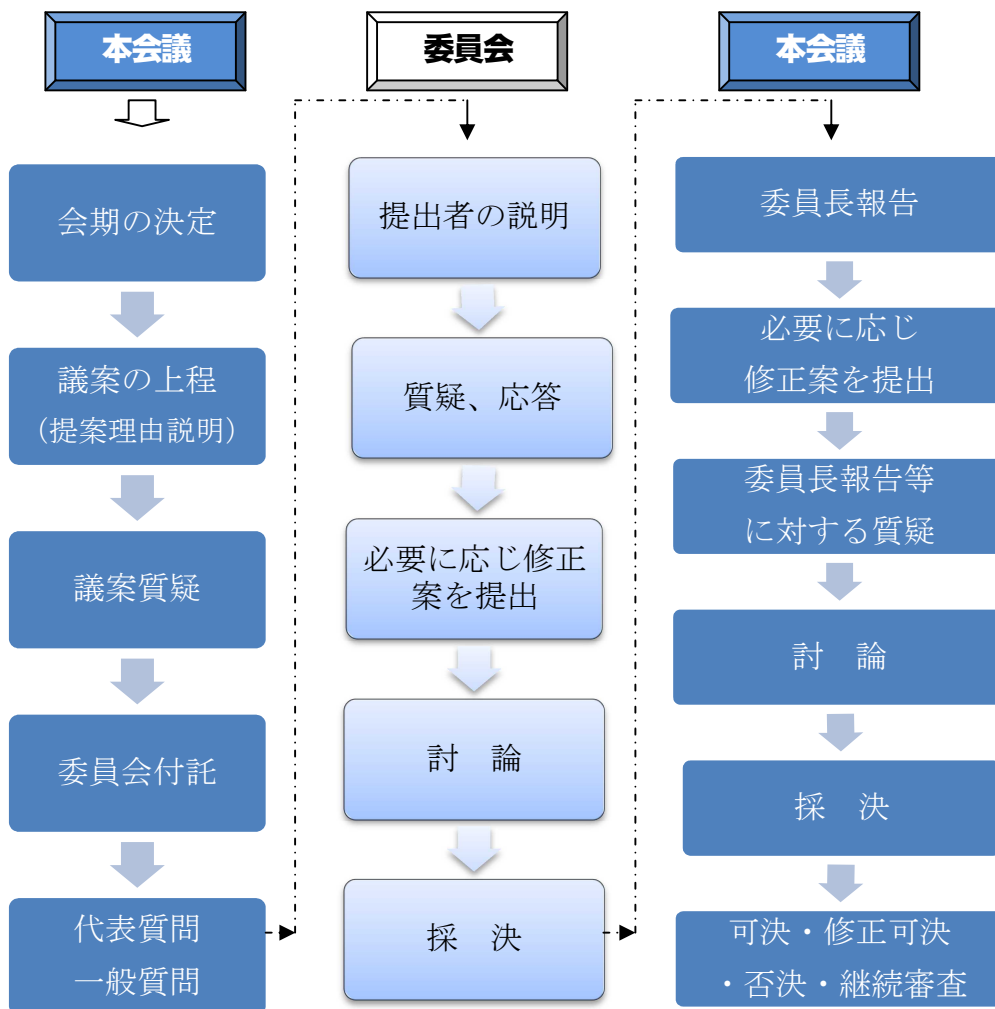
* 市議会と市長はともに住民を代表していますので、二代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市を牽引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限
検査及び 監査請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（議会モニターの方々）から直接参考意見をいただき、市民参加の下に議案を審査することになっています。

《議会モニターとは》

佐伯市議会では、市民や有識者の声を聴取する方法の一つとして議会モニター制度を設けています。

モニターには、一般モニター（一定要件を満たす者のうち公募による）と団体モニター（一定要件を満たす団体のうち議長が指定）とがあり、任期は2年です。次回は、平成27年4月頃に一般モニターを公募する予定です。公募の際は、議会だより等でお知らせします。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

平成26年2月28日現在

議長（宮脇保芳） 副議長（井上清三） 監査委員（濱野芳弘）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
	12人以内	上田 徹	井野上 準	浅利美知子	佐藤 元
			後藤 幸吉	富松 万平	
			三浦 涉	矢野 精幸	

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
総務	7	御手洗 秀光	江藤 茂	桑原 宏史	井野上 準
				上田 徹	吉良 栄三
建設	6	清田 哲也	寺本 高明	後藤 勇人	佐藤 元
				清家 儀太郎	三浦 涉
教育民生	7	芦刈 紀生	高司 政文	浅利美知子	濱野 芳弘
				塩月 健治	清家 好文
経済産業	6	矢野 精幸	兒玉 輝彦	河野 豊	矢野 幸正
				後藤 幸吉	富松 万平

【広報委員会】

広報委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	6人以上	後藤 勇人	富松 万平	兒玉輝彦	河野 豊	矢野幸正
			吉良栄三	井上清三		

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員		
	8	高司 政文	桑原 宏史	矢野 幸正	清田 哲也	塩月 健治
			御手洗 秀光	富松 万平	寺本 高明	



▲ 新庁舎議場

大分県 佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643、22-4598

FAX : 0972-24-0204

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/gikai/index.html>

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp